

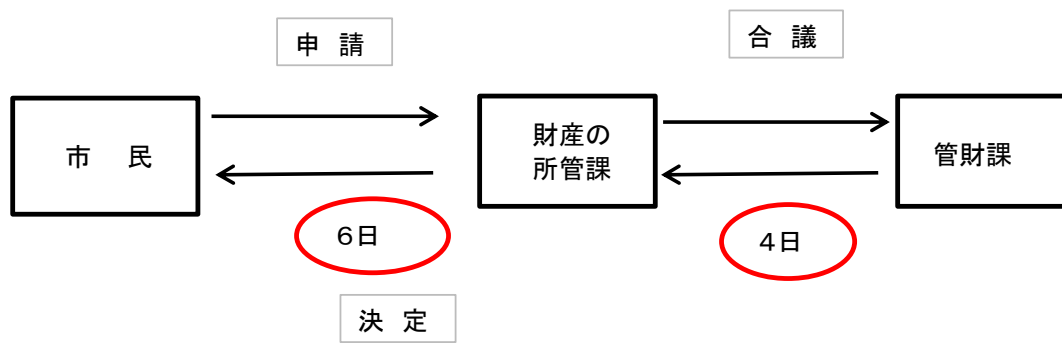
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 3

処 分 名	行政財産の使用料の減免	
処 分 の 概 要	使用料の減免を決定する。	
根 拠 法 令 名	松山市行政財産の使用料徴収条例(例昭和45年条例第21号)	
条 項	第5条	
所 管 課	行政財産の所管課 (条例の所管は管財課)	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	10日	
標 準 処 理 期 間	計	10日
判 断 基 準	松山市行政財産の使用料徴収条例第5条の各号に該当する場合。	
<p>【根拠法令等】 松山市行政財産の使用料徴収条例 第5条 土地または建物の使用目的が次の各号の一に該当するときは、使用料の全部または一部を減免することができる。</p> <p>(1) 国または他の地方公共団体その他公共団体において公用または公共用に使用するとき。 (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。 (3) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要とみとめるとき。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。